

豊田市商店街等プレミアム付き商品券発行事業費補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市商業振興条例（平成17年条例第6号。以下「条例」という。）第29条に規定する助成措置について、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市商店街等プレミアム付き商品券発行事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰により売上減少等の影響を受ける商業団体等（以下「補助事業者」という。）が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対し補助金を交付することにより、商店街の活性化及び地域における消費を喚起し、停滞する市内商業等経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者の実施するプレミアム付き商品券発行事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業にかかるプレミアム分及び事務経費とする。ただし、プレミアム率は30%とし、事務経費の補助対象は別表1のとおりとする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において決定し、プレミアム分については全額、事務経費については補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助事業に対しデジタル活用されたと市長が認める場合は事務経費の10分の8以内を補助対象経費とする。なお、1団体に交付できる補助金の上限額は5,000万円以内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、指定の期間までに市長へ提出しなければならない。また、申請は1団体につき1回までとし、補助事業者の対象は別表2のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請を行うに当たって、補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入にかかる消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は前条の規定による申請書の提出があった場合は、事業の目的及び効果を審査の上、適正と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(補助金額等の算定)

第8条 この要綱に定める補助金を交付する場合に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。（様式第3号及び様式第4号）

2 前項の規定にかかわらず、契約行為等が必要なため変更後でなければ補助金の額が確定しない場合は、変更後直ちに承認を受けなければならない。この場合において、補助事業者は事前に計画変更の内容を市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額が明らかになった場合は、変更の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 この要綱に定める補助金の交付決定を受けた者は、補助事業完了後30日を経過した日又は当年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査を行うほか必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。（様式第6号）

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助事業の完了後、補助金を交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払いすることができる。

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、第9条の規定により事業計画の変更の申請があった場合及び次に掲げる場合は、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続しない場合

2 市長は、前項の取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも提出できるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定前の事業着手)

第16条 補助事業者は、事業目的達成のため、やむを得ず交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、事業着手届(様式第7号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、補助事業として補助金を交付決定することを保証するものではない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に決める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がされた補助金の交付に関しては、同日後もその効力を有する。

別表 1

<p>補助対象経費</p>	<p>会場借料、印刷製本費、通信運搬費、集計・分析費、広告宣伝費、翻訳費、原稿料、消耗品費</p>
---------------	---

別表 2

<p>補助事業者</p>	<p>豊田商工会議所、商工会、商店街振興組合、事業協同組合及びその他の商店街団体、実行委員会、指定法人※ 1、再開発施設管理運営法人※ 2、市長が特に必要と認めた団体</p> <p>※複数の補助事業者による申請も可</p>
--------------	---

※ 1 商業振興条例第 1 1 条に規定する法人

※ 2 商業振興条例第 2 9 条第 1 項第 1 ケに規定する法人